

奈良県橿原市 プール安全管理ガイドライン

令和6年5月

橿原市総合プール重大事故調査会議

目 次

はじめに	1
1 管理体制の構築	3
2 施設、設備の安全管理	3
(1) プール施設の安全管理	3
(2) 水位、水温、水質等の管理	3
(3) 録画機器等の設置	4
3 水泳指導の安全管理	5
(1) 健康管理	5
(2) 水泳指導計画の策定	6
(3) 安全な水泳指導の実施	7
4 監視及び救護体制	9
(1) プール監視体制	9
(2) 利用者への周知	10
(3) 救護体制	10
(4) 医療器材の整備と体制	11
5 事故発生に備えた教育訓練	12
6 外部委託時の留意事項	13
7 P D C Aサイクルによる継続的な安全性向上の取組みの推進	13
8 事故発生後の対応	13
【添付資料】	
別添 1 学校プール管理体制(例)	14
別添 2 プール施設整備の使用期間前点検表(例)	15
別添 3 プール日誌(例)	16
別添 4 健康チェックカード(例)	17
別添 5 監視にあたっての留意事項	18
別添 6 緊急時対応マニュアル(例)	19
別添 7 掲示・携帯用緊急時対応マニュアル(例)	20

はじめに

平成 28 年 7 月 29 日、橿原市総合プール 50m 公認プールにおいて、教員採用試験に向けた大学の水泳練習に参加していた事故当事者が、同プール 7 コース北端から南端に向けて 50m を潜水潜行し、南端到達後、意識を喪失して溺水に至った。

約 10 分後、50m 公認プールの巡回監視員が、水底に沈んでいる事故当事者を発見し、胸骨圧迫及び人工呼吸等の救命処置を講じ、救急隊により奈良県立医科大学附属病院高度救命救急センターへ救急搬送し治療が続けられたが、平成 28 年 8 月 17 日に事故当事者の死亡が確認される重大事故が発生した。

本件事故の重大性に鑑み、橿原市では事故の原因究明並びに再発防止に向けた調査及び検討を行うため、橿原市総合プール重大事故調査会議を設置し、令和 5 年 3 月 27 日、「橿原市総合プール重大事故調査報告書」を策定した。

一方、本件事故は畿央大学の水泳実技実習中の事故であることから、大学においても水泳実習事故対策本部を設置し、事故調査報告書を策定している。

本市事故調査会議と大学対策本部との協議により、プール設置管理者と教育機関における互いの責任と分担の下で調査範囲を定め、各調査組織が調査報告書を作成しており、両調査報告書は本件事故の調査検証に関して、互いに関連し、補完しあうものであり、両調査報告書を確認することでプール施設の安全性向上及び事故防止という目的が達成されるものとなっている。

ここで、両調査報告書において、本件事故当事者の溺水の発見に約 10 分間を要し、死亡に至るといふ事故の重大化を招いた要因として指摘されている主なポイントを見ると、当市の調査報告書では、

- ① 2 名配置のプール監視員の監視が一方に偏り監視に死角が生じたこと
- ② プール監視員等への教育訓練が不足していたこと
- ③ 監視体制の見直しが行われなかったこと

が挙げられている。

一方、大学の調査報告書では、

- ① 大学が実習実施主体でありながら引率教員に、実習運営や安全管理対策を一任し、特に安全面に関する関与をしていなかったこと
- ② 実習運営に関して、健康チェックの方法、統率の取れた運営、安全対策の面において相当に不十分であった
- ③ 引率者が 1 名で監視と実技指導を兼ねる体制については見直す必要があり、バディシステム等の監視体制が実習中に徹底されなかった
- ④ 監視することの重要性を個々の教員に意識づけることは管理者としての大学の責任である
- ⑤ 引率教員については、引率者でありながら監視の意識、水泳の持つ命に係わる危険性の意識が欠如していたこと

が挙げられている。

橿原市総合プールは、老朽化等の事情により廃止する方針であるが、学校プールなどの本市のプール施設において、二度と尊い命を奪う事故を発生させることがないように、プール施設の運営に携わる全ての者が「橿原市総合プール重大事故調査報告書」及び「畿央大学水泳実習事故調査報告書」を踏まえて、安全で安心なプールづくりに取り組んでいかなければならない。

そこでこの度、両調査報告書及びその他の資料を基に、「橿原市プール安全管理ガイドライン」を策定したので、学校プールをはじめ各プール施設を管理・運営する方々にあつては、本ガイドラインを参考にして、各プール施設の実情に応じた安全管理の取り組みを進めていただきたい。

また、本ガイドラインについては、本市のプール施設のみならず多くのプール施設において参考になると思うので、ぜひ活用いただきたい。

令和 6 年 5 月
橿原市総合プール重大事故調査会議

※ 「橿原市総合プール重大事故調査報告書」及び「畿央大学水泳実習事故調査報告書」については、橿原市ホームページ及び畿央大学ホームページにおいて公開

※ 参考文献

- 1) 文部科学省・国土交通省 「プールの安全標準指針(平成 19 年 3 月)」
- 2) 文部科学省 「学校体育実技指導資料第 4 集 水泳指導の手引き(三訂版)(平成 26 年 3 月)」
- 3) 独立行政法人日本スポーツ振興センター 「学校における水泳事故防止必携[2018 年改訂版]」
- 4) 独立行政法人日本スポーツ振興センター 「学校屋外プールにおける熱中症対策(平成 31 年 3 月)」
- 5) 一般社団法人全国警備業協会 「施設警備業務におけるプール監視業務(平成 25 年 5 月)」
- 6) 京都市教育委員会 「小学校における水泳指導の手引き(令和 2 年 3 月)」
- 7) 京都市教育委員会 「小学校の水泳指導における安全管理指針(令和 2 年 3 月)」

1 管理・指導体制の構築

プール安全管理の意識は、プール施設の運営に携わる全ての者が共有しなければならないが、明確な役割を付与しなければ、相互依存となり結果的に誰も安全管理を果たさないことにもなりかねない。

多くの児童生徒を対象に水泳指導をする場合、安全かつ効率的な指導ができる管理・指導組織が必要である。そこで、施設管理者たるプール管理責任者のもとに「プール管理委員会」などを設置して、役割を明確にして、それぞれの役割に従い管理・指導することが重要である。

※ 別添1「学校プール管理体制(例)」参照

2 施設、設備の安全管理

(1) プール施設の安全管理

ア プールサイドの清潔と整理整頓

プールサイドの汚れは、プールの水の汚濁の原因となるほか、滑って転倒の原因にもなるので絶えず清潔に努め、上履きでの出入りなども厳禁にする必要がある。

また、施設の破損やコースロープ、その他の物品につまずいて負傷しないようにプールサイドの整理整頓等には常に気を配ること。

イ プール出入口、機械室等の施錠の確認

プールを使用しないときは、自由に出入りができないように金網などの点検も含めて出入口の施錠を確認し、管理を徹底すること。

また、機械室等の立入禁止場所の施錠も確認すること。

ウ プール付属設備の点検

シャワー、洗眼器、足・腰洗い槽、トイレ、更衣室などの付属施設の清潔状況がプールの汚染や疾病の発生に影響することが考えられるので、点検と清掃を念入りにするとともに使用方法の指導の徹底を図ること。

エ プールの排水口等

埼玉県ふじみ野市営プールでの児童死亡事故のような吸い込み事故を未然に防止するため、排水口等の蓋等がネジ、ボルト等で固定され、配管の取付口に吸い込み防止金具等が設置される等、二重構造の安全対策が施されているか確認するとともに、プール使用期間前はもちろん、日常点検においてもネジ、ボルトの緩みや腐食等がないか確実にチェックすること。

※ 別添2「プール施設設備の使用期間前点検表(例)」参照

(2) 水位、水温、水質等の管理

ア 水位設定

学習効果が上がり事故回避につながるよう、対象学年、体格、泳力、学習内容などに応じた無理のない水位を設定すること。なお、水位設定は生命にかかわる重要な事項であることを十分に認識して設定するとともに、設定水位が適切かプール管理責任者等が確認すること。

イ 水温と気温

水泳指導実施の可否判断の重要な指標として、適切な水温と気温がある。水温管理については、文部科学省によって次のような目安が示されており活用されたい。

- 低学年や初心者ほど水温に敏感で、一般的に 22℃未満ではあまり学習効果は期待できません。そのため、水温は 23℃以上であることが望ましく、上級者や高学年であっても 22℃以上の水温が適当といえます。
- 水温と気温の差は、水温が若干低くても気温が高ければ不快感は少ないし、反対に水温が高くても気温が低ければ快適ではありません。
- 以上のことから、ここに示した水温はあくまで目安であり、プールを使用するかどうかについては、対象者の学年、能力、水温、気温、学習内容などを考慮して判断することが大切です。

(「学校体育実技指導資料第 4 集水泳指導の手引き(三訂版)」平成 26 年 3 月文部科学省)

※ 別添 3「プール日誌(例)」参照

ウ 熱中症対策

プールにおいても熱中症事故の防止に向けた取り組みを強化することが必要である。熱中症予防対策に当たっては次の事項に留意されたい。

【水中での活動における主な留意事項】

- 水温が中性水温(33℃～34℃)より高い場合は、水中でじっとしていても体温が上がるため、体温を下げる工夫をしましょう。体温を下げるには、プール外の風通しのよい日陰で休憩する、シャワーを浴びる、風に当たる等が有効です。中性水温以下であれば、水が体を冷却してくれますので、水中運動は陸上運動より体温は上がりにくいです。
- 水着での活動であり、また、運動強度が高いという水泳の特性等を考慮しましょう。
- 口腔内が水で濡れるため、のどの渇きを感じにくくなりますが、適切な水分補給を行いましょう。

【プールサイドでの活動(見学・監視を含む)における主な留意事項】

- プールサイドで活動する場合は、気温やWBGT(暑さ指数)を考慮し、こまめに日陰で休憩する、活動時間を短くするなど、活動内容を工夫しましょう。
 - プールサイドで見学する場合は、帽子や日傘の使用や、見学場所の工夫により直射日光に当たらないようにしましょう。
 - 冷たいタオルや団扇の用意、衣服(短パン、Tシャツ)の工夫により身体を冷やしましょう。また、施設床面が高温になるので、サンダルを履きましょう。
- (「平成 30 年度スポーツ庁委託事業 学校における体育活動での事故防止対策推進事業 学校屋外プールにおける熱中症対策」平成 31 年 3 月独立行政法人日本スポーツ振興センター)

(3) 録画機器等の設置

プールの安全管理においては、事故のない安全な指導の徹底に加え、万が一の事故に備えた記録映像の撮影を行うなど、より一層の安全対策・事故対策を実施すること

が重要である。記録映像の撮影については、次の要領を参考とされたい。

- プール使用中は、原則としてすべての時間に亘り、可能な限りプール全体を監視カメラ、ビデオ機器で撮影し、録画しておくこと。
- 記録データは、万が一の重大事故発生時の事実関係の把握・検証にのみ使用するものであり、警察等の公的機関が適正な手続きを経て扱うものとし、保護者への提供も含めて、他の目的には一切使用しないことを説明すること。
- 児童生徒の保護者には、事前に録画撮影することを書面等で周知し、理解を得ておくこと。
- 撮影中は、撮影日時が正確に記録されるよう、予め機器の日時設定を正しく行っておくこと。
- ビデオ機器は、落下等の危険がないよう固定具によってプールサイドの柱や屋根などの高所に固定し、プール全体を俯瞰する映像を撮影すること。
- 録画データについては、事故の発生がないことを確認したうえ、消去することとし、データが消去されたことを管理職において責任を持って点検・確認しておくこと。

(京都市教育委員会「小学校の水泳指導における安全管理指針(令和2年3月)」をもとに作成)

3 水泳指導の安全管理

(1) 健康管理

水泳は、水の中で全身を使い、水温、気温の影響を受けながら展開される運動のため、児童生徒の健康状態によっては事故につながりやすいことを留意しなければならない。水泳に適する健康状態であるかどうかを事前に確認しておくことが重要である。

このため、健康診断や日頃の健康観察を通じて、児童生徒一人一人の健康状態を把握し、必要に応じて学校医や主治医と相談の上、水泳指導の可否や指導上の制約条件などをあらかじめ判断しておくことが必要である。

ア 定期健康診断結果の活用

毎年実施される健康診断の結果を活用し、病状によっては水泳の可否等を主治医に確認してもらうなど、保護者の協力を得て、受診を勧め、受診結果を把握しておかなければならない。

イ 学級担任による健康観察

学級担任は、本人の訴えや周囲の指摘、授業中の変調の様子など、児童生徒の健康上の不調を早期に発見し、気になる様子が見られるような場合は、養護教諭などと連携し、適切に対応しなければならない。

ウ 養護教諭による保健情報の活用

保健室は、児童生徒の健康に関する資料を保管しており、保健情報も集まっているので、児童生徒一人一人の健康の様子を把握することができる。

養護教諭は、水泳を実施するに当たっての様々な資料を学級担任や水泳指導を担当する教員に知らせ、児童生徒の健康管理を適切に行えるよう共通理解を図る必要がある。

エ 保護者による健康情報の活用

健康チェックカードや連絡帳等によって保護者による健康情報を把握する。

※ 別添4「健康チェックカード(例)」参照

オ 水泳中、水泳後の健康観察

プール内では、気温の変化や時間の経過、運動量、水温などによって体調が急に変化する場合があることに留意し、入水直後の変化や、水泳学習中の顔色や動作、唇の色、鳥肌が立っていないか、寒がっていないかなど、常に注意し、少しでも不調が感じられた場合は、速やかに水泳学習を中止させ、着替えさせるなど、迅速・適切に措置しなければならない。

また、水泳後、頭痛・発熱・悪寒等がないか、耳鼻咽喉等に異常がないか、無力感・脱力感等がないか、擦り傷、切り傷等がないかなどの健康観察を行うこと。

カ 児童生徒相互による健康観察

児童生徒相互による健康観察は、水泳指導中というまでもなく、事前においても重要な意味をもっている。顔色、動作などに異変を感じたら教員等に知らせるよう指導することが重要である。

キ 児童生徒自身及び保護者への意識付け

児童生徒自身、保護者に対しても健康状態や運動上の留意点などを正しく理解させ、自己管理をさせるとともに、体調不良時に自主申告をさせるように努めることも大切である。

(2) 水泳指導計画の策定

安全な水泳指導の第一歩は、各学校における水泳指導の目標・ねらいの明確化と、これをふまえた年間指導計画の作成によって、水泳の学習指導を年間を通して効果的に進めるための見通しを立てることである。

水泳指導については、学習指導要領に定められた各学年の指導目標との関連性をふまえて、年間指導計画に位置付けることによって、明確な見通しを教職員が共有でき、児童生徒の実態やプール環境に応じた無理のない適切な指導内容や指導方法を選び、高い安全性を確保しながら指導することが可能となる。

ア 水泳指導の目標

学習指導要領に示された水泳指導の目標は、次の学年へのステップアップとして段階的に構成されており、継続的・発展的な指導の流れを視野に入れて、各学校における重点的な指導目標を定めることが重要である。

イ 各学校における年間指導計画の作成

各学校では、学習指導要領の内容をふまえ、水泳学習の指導のねらい、内容、授業時間数などについての基本的な考え方、方針を定め、これに基づく具体的な指導計画を作成することが必要である。

ウ 自由遊泳における留意事項

児童生徒が個別に水泳活動を行う、いわゆる自由遊泳については、監視の目が十分に行き届かなかったり、監視と指導を明確に分けて取り組むことが困難となったり

することが考えられるので、

- ＊ 目標を明確にして行う
- ＊ バディシステムの再確認など安全確認、健康観察を徹底する
- ＊ 教職員を増員するなど特に安全管理に注意する

など、より計画的に取り組まなければならない。

(3) 安全な水泳指導の実施

ア 事前指導

水泳指導の際には水泳技能を身につけさせるだけでなく、水泳中の健康、安全に関する知識や技能の習得を図り、水泳時の態度や心得等についても十分理解させなければならない。単に水泳技能の提供だけに終わっては、将来重大な水の事故を引き起こすことになる。

イ 適切な準備運動の実施

水泳学習の前に適切な準備運動を行うことは、全身運動である水泳のために筋肉や関節を動きやすくするとともに、未然に事故を防ぐためにも重要であり、全身の筋肉をほぐし、関節を柔軟にする準備運動を必ず行わなければならない。

また、準備運動中の児童生徒の動きを観察することによって、健康観察の一助とすることも大切である。

ウ バディシステムの活用

安全な水泳学習のためには、入水前から水泳の途中、休憩時間、退水後に人員点呼による人数確認、安全確認を行うことが必要である。

このため、二人一組の組を作らせ相互に安全確認を行う「バディシステム」の手法を活用することが有効である。バディシステムは、教職員による観察を補完するものであり、バディシステムだけで安全性を確保できるものではないが、児童生徒に安全確保の意識をもたせ、学習効果を高めるための手法である。

バディシステムが役立つようにするために、日頃から万が一の場合の伝達などの動きを全員に練習させておくことが大切である。

なお、次のバディシステム活用の留意事項を参考とされたい。

【バディシステム活用の留意事項】

- バディを組む相手は、体格や体力・泳力が同じくらいの者とする。
- 児童生徒が助け合い、人間関係を深めることもねらいとした組とすること。
- 教え合い、確かめ合い、喜び合う学習効果を高める工夫をすること。
- バディを組む者どうしは、常に離れることなく、お互いを観察し合い、助け合うよう指導すること。
- 相手の顔色などから異常を見つけたら、すぐに片手を大きく振りながら、声を出して指導者に伝えるように指示しておくこと。
- 指導者の合図と「バディ」のかけ声によって、組ごとに手をつないで高く挙げさせ、点呼を取り、組数を把握すると同時にバディの相手の顔や動作を

観察させ、異常がないかを返答させること。

○ 入退水のたびごとに、繰り返しパディによる人員点呼を行うこと。

(京都市教育委員会 「小学校における水泳指導の手引き(令和2年3月)」)

エ 水泳時間と休憩の取り方

気温・天候や児童生徒の健康状態、泳力などに応じて、無理のない練習時間と休憩の組み合わせが必要である。

また、休憩中の体温変化や休憩直後の入水時における急な体温低下をはじめ、児童生徒の体調に応じて水泳時間を変えるなど、水泳時間と休憩時間の設定・運用には十分に注意を払わなければならない。

さらに、休憩中の一人一人の児童生徒の体調・様子に十分に目を配り、健康観察を行う必要がある。

休憩時は、疲労回復に努めさせることが原則であるが、安全の心得や救助法、学習上の課題について指導することもできる。盛夏の暑い時にはタオルで体を覆わせたり、ラッシュガードの着用、休憩テントの中で待機させるような配慮も必要である。反対に、気温や水温が低い場合には、衣服を着用させたり、暖を取るための運動などを取り入れる必要がある。

オ その他の留意事項

① スタートの指導での留意点

水泳プールの事故には、スタート時に逆さまに深く入水し、水底に頭部を打ちつけて死亡等の事故が起きている。スタートの指導は個人の能力に応じた段階的な取扱いを重視し、指導者の指示に従って実施すること、水深や水底の安全を確かめ入水角度に注意することなど、安全に配慮した指導が大切である。

なお、小・中学校では、水中からのスタートのみを指導し、授業での飛び込みによるスタート指導は行わない。

② 意識喪失等による溺水

水中などで苦しんだり慌てたりするようなパニック症状を示すことなく、一時的な平衡機能の失調や瞬間的な呼吸停止、意識喪失等を発症する場合がある。陸上であれば、倒れこんだりする動作で判断できたり、徐々に呼吸回復を見込むことができるが、水中ではたとえ背の立つ場所であつたり浮いている状態であつても顔面が水没しているために溺水につながる。溺れるはずのない泳げる人の溺水事故に多く見られる。

深呼吸を過度に繰り返すことによる意識喪失や深呼吸後の無理な息こらえなどが失神につながるなどが原因である。

その他にも、誤って鼻から水を吸い込んだために耳管を通して内耳に水が浸入し、それによって強いめまいや吐き気を覚えて水没するケースや、水を気管内に吸い込むことによるショックで心臓の抑制反射が起こって急速な意識消失が発症したり、冷水による温度刺激と水圧の作用が血流の異常を発生させることによるショックなど、様々なケースが考えられる。

意識喪失等による溺水は、いずれの場合にもほぼ瞬間的に発症することから、周囲に気付かれることなくそのまま重篤な事態に発展することが多く、泳力があるからと言っても油断することなく、常に様子を観察することが重要である。

4 監視及び救護体制

(1) プール監視体制

ア 水泳指導と監視の分担の明確化

水泳指導においては、体格差や泳力差などから、1対1での指導となる可能性が十分あり、その間の他者への監視が行き届きにくいことから、指導者とは別に監視員を定めた上で、監視台からの常時監視を含めた体制と責任分担を明確にしておくことが重要である。

イ 死角が生じない監視員の配置

プール監視体制については、水面積、利用者数、事故事例等を交え、死角が生じないよう監視員の配置を定めるとともに、プール利用開始後も、児童生徒などの動向や挙動特性等に応じたリスクを分析し、予知されるアクシデント等への対処を再点検したうえで、常にプール監視体制の最適化を図り、事故の未然防止につなげるべきである。

なお、監視員の必要人数について具体的に示されたものは認められず、「プールの安全標準指針(平成19年3月文部科学省、国土交通省)」には、「遊泳目的で利用するプールにおいては、監視員及び救護員の配置は、施設の規模、曜日や時間帯によって変わる利用者数等に応じて適切に決定することが必要である。」「プール全体がくまなく監視できるよう施設の規模に見合う十分な数の監視員を配置することが必要である。」との記載に留まっている。

また、「施設警備業務におけるプール監視業務(一般社団法人全国警備業協会)」には、「プール監視での監視範囲は、直線距離で半径15メートルが妥当とされている。…また、プール施設の規模や形状や、曜日や時間帯、利用者数や利用者の年齢、その他監視者の能力等に応じて、監視者の人数や配置場所は変更する必要がある。」とされている。

すべての監視員は、遊泳中の児童生徒には体調や気温などの様々な要因によって予想できない影響を受け、普段では想定しにくい事態が起こり得るとの認識の下、想定外を想定し監視に臨むことが求められる。

ウ 監視員の技術向上に向けた教育訓練の充実と各種講習受講者や有資格者の配置

監視技術については、潜水潜行に伴う意識喪失をはじめ、児童生徒など利用者の溺水事故につながる、あらゆる事態を想定して、監視員に対して監視の意義やリスクを十分に認識させることが重要である。そして、事故の未然防止に効果的で、事故が生じた場合も、早期発見や早期救助に資する実践的な教育訓練を充実強化するべきである。

監視員には、プール安全管理に関する講習受講者や有資格者を配置することが望ましい。特に各監視員の管理や指揮等に携わる者については、実務経験を有する有

資格者を配置すべきである。有資格者が常駐することは、緊急時の対応のみならず、平時の安全性も向上することから、取得が困難な資格であったとしても、積極的に取得促進すべきである。

なお、外部の講習や資格については次のようなものがあるので、受講や資格取得に努められたい。

- * 消防署「普通救命講習」
- * 日本赤十字社「水上安全法救助員」「救急法基礎講習」
- * 公益財団法人日本スポーツ施設協会「水泳指導管理士」

エ 監視員の健康管理への配慮と交代可能な体制確保

監視員には自己の健康管理を徹底することを指導するとともに、出勤時の検温や体調確認等を記録し、体調不良や監視に支障が生じるおそれのある場合には業務に従事させるべきではない。監視員の集中力を保つため配置交代が可能な人員体制を常に確保し、熱中症対策など従事中の体調維持にも十分に留意する必要がある。

オ プール専用使用時の責任範囲の明確化

他校や特定の団体による管理下での施設使用も想定して、プールにおけるコース貸しなどの仕組みや基準を設け、必要な条件を付したうえで、施設の使用許可を行える枠組みを定めておくことが望まれる。

※ 別添5「プール監視にあたっての主な留意事項」参照

(2) 利用者への周知

プール施設の安全利用を徹底するためには、利用者に利用上のルールを周知徹底することが重要である。そのためには、利用者が施設入場前や入水前、遊泳時等において、施設利用上の注意事項等を認知し、ルールに従い遊泳することを認識させることが必要となる。

学校プールにおいては、前記3、(3)、ア「事前指導」でも述べた通り、水泳時の態度や心得等についても十分理解させなければならず、排水口などプール施設の危険箇所等に関する注意事項や禁止事項等について、事前指導を徹底するとともに、見やすい場所に見やすい大きさで表示することが望ましい。

表示にあたっては、危険箇所であることが子どもでも正しく理解できるよう、文字とイラストでわかりやすく表示すること。

特に、息こらえ遊泳が危険であり、監視で捉えることが容易ではなく、溺者の発見が遅れて重大な事故を起こしやすいことを、プール利用者へ周知することが必要である。過換気の危険性については、安全管理の観点から、決して過換気を行って水泳することのないように注意喚起するべきである。

また、前記3、(3)、ウ「バディシステムの活用」でも述べた通り、バディシステムによって、お互いを観察し合い、助け合うよう指導し、相手の異常を見つけたら、すぐに片手を大きく振りながら、声を出して指導者に伝えるように指示しておくこと。

(3) 救護体制

ア「緊急時対応マニュアル」の整備

事故発生時等の救護体制については、緊急連絡体制や緊急時における役割分担を明示的に規定した「緊急時対応マニュアル」を作成し、教育訓練等を通じて、全ての従事者に周知徹底し、誰もがいつでも再点検できるようにマニュアルを見やすい場所に掲示するなどして、共通理解を図る必要がある。

プール開設後も実地訓練を重ね、いざという場合に備え、救護用具の点検を含め、有効に機能する救護体制を常に確保しておかなければならない。

※ 別添6「緊急時対応マニュアル(例)」参照

イ 有効な救護用具の配備と現場搬送体制の確立

溺水事故に対して有効な救護用具（高濃度酸素吸入器、AED、担架等）を配備し、緊急時に持参すべき救護用具を一括して救助現場に持参できる体制を定めるべきである。

なお、学校プールなどにおいては、救護用具をあらかじめプールサイドへ準備しておくことも検討すべきである。

ウ 一次救命処置の救護体制のマニュアル化

一次救命処置の役割分担にあたっては、指揮命令者、救護員（看護師等の医療者、養護教諭）、救助者、救急要請者（通報・連絡）、救護用具持参者、避難誘導者等が同時に兼務することのないよう救護体制を整え、マニュアルに定めておくとともに、救護用具の配備についても配置場所を明確にしたうえで、万一来に備え、全ての従事者が情報を共有して、相互に補完できる体制を整えておくことが重要である。

その上で、有事の際は無線やトラメガの活用などにより、救護に当たる全ての者が必要な情報を共有し、指揮命令者の指揮の下、システムティックな救護活動を行うことが重要である。

エ 溺水事故における心肺蘇生

溺水事故においては、人工呼吸による酸素化が重要であることから、確実な気道確保と人工呼吸のために、救急蘇生に際しては二人法で行える救護体制を確保する必要がある。

また、溺水後の高度の低酸素状態に対処するために

「心肺蘇生の最初に胸骨圧迫に先行して人工呼吸を行うこと」

を救命処置にあたる関係者のみならず児童生徒など利用者へも周知されることが強く望まれる。

その際、救命救急処置を行う者の感染防御の観点から、救護に当たる者については、感染防御のための人工呼吸用補助具を予め常時携行し、直ちに使用できるようにしておかなければならない。

(4) 医療器材の整備と体制

バッグバルブマスクによる酸素投与は、プールの溺水において低酸素脳症を軽減する有効な手段であるため、プール施設にはバッグバルブマスクと酸素（調整器付ボン

べ)を配備するべきである。

バッグバルブマスクによる人工呼吸については、適切な訓練が必要な医療機器であり酸素は医薬品であるため、救急蘇生時の使用に際しては医療者である必要があり、医療者でない場合には必要十分な知識と経験が求められる。このため、救護員（看護師等の医療者）は初期救命救急処置に関与するべきであり、救護員が救命救急処置に関与できない状況も想定して、医療者でない監視員等に対してはバッグバルブマスク及び酸素を使用するのに十分な知識と経験を付与することが望まれる。

5 事故発生に備えた教育訓練

(1) 定期的、日常的な教育訓練の継続

事故発生時には、施設内での連携を図り、救急救命措置を迅速に行い、事故を最小限に留める体制の確保が必要である。そのためには、前記4、(1)、ウで述べた監視に当たる者の技術向上に向けた教育訓練の充実と各種講習受講者や有資格者の配置が望まれるとともに、定期的及び日常的な教育訓練を継続することが重要である。

また、過去に発生した事件事例は、事故の未然防止や拡大防止に大いに参考となるので、プール監視や水泳指導にあたる者に周知することが重要である。

(2) 救護手順をまとめたフローチャート図の作成と配備

プールの安全管理に従事する者には、緊急時における役割分担と連携、十分な教育訓練により、救護技術を習熟させなければならない。救護時において迅速に行動ができるよう、対応手順をまとめた簡潔なフローチャート図（前記4、(3)、アの「緊急時対応マニュアル」の簡易版）などを、日頃から見やすい場所に掲示するとともに、救護手順を示したカードを常に携帯させておくことも重要である。

また、利用者への周知や専用使用にも備え、プールサイドにも救護手順を示した掲示物を掲出しておくことが望ましい。

※ 別添7「掲示・携帯用緊急時対応マニュアル(例)」参照

(3) 指揮官不在時の役割補完のシミュレーション

このほか、現場に指揮官がいない場合に備え、現場で直ちに指揮する者を定め、その者の指示の下で動くようシミュレーションをしておき、どのようなことを指揮する必要があるか、事前にフローチャートに示すべきである。例えば、「心肺蘇生」、「119番要請」、「救護用具（高濃度酸素吸入器、AED、担架等）の持参」、「保護者等への連絡」、「利用者の退避」、「目撃者の確保」、「救急車への同乗」、「関係機関への連絡」など、具体的なシミュレーションである。

(4) 事故発生後の二次被害防止のための避難

事故発生後は、多くの監視員らが事故の救護等を担い、プール安全管理体制の一部が手薄な状態になり、プール運営を継続すれば二次被害が生じるおそれがあることから、直ちに全てのプール利用者を一時退避させるべきであり、「緊急時対応マニユア

ル」(フローチャート図)にも定めておかなければならない。

6 外部委託時の留意事項

(1) 外部委託事業者の選定

プールの施設管理や監視業務、さらには水泳授業を外部委託する場合の外部委託事業者の選定に際しては、業務の目的に応じて、経済性のみならず安全性等の業務品質が損なわれないよう、事業者の選定方法を十分検討すること。

(2) 外部委託業務の履行確認

プールの施設管理や監視業務、さらには水泳授業を外部委託する場合においても、発注者としての責任の下、仕様書等の契約内容が確実に履行されているか、点検確認することが重要である。

具体的には、外部委託業務の受注者が定まった後、直ちに業務計画書や管理マニュアルの提出を求め、従事者への教育や処遇をチェックし、業務が適正に履行されることを事前確認することが必要である。

また、プール使用期間前の点検作業に立ち合うことや、使用期間中の業務の履行状況の検査等、受託者（請負者を含む）の管理業務の適正な執行について確認・監督することが必要である。

なお、外部委託業務の監理に当たっては、監理体制を整備するとともに、監理する職員の資質向上及び専門性の向上を図るため、過去の事故事例の研修や外部研修会への参加などの取組みを計画的かつ継続的に実施することが重要である。

7 PDCAサイクルによる継続的な安全性向上の取組みの推進

安全確保に終わりはなく、危険があらゆるところに潜んでいるとの認識に立ち、PDCAサイクルによる点検・評価を行い、自律的かつ継続的な安全性の向上を図っていくことが重要である。

特に、「1件の重大事故の裏には29件の軽微な事故と300件の事故に至らない異常がある。」というハインリッヒの法則のとおり、事故に至らない異常、ヒヤリハットに対して適切に対処していく必要がある。

また、施設管理者が認知していない異常や不具合を児童生徒などプール利用者が察知していることもあることから、アンケートなどでプール利用者の声を集約し、改善に活かすことも有効であると考えられる。

8 事故発生後の対応

重大事故においては、事故の発生状況について、的確な報告及び必要な情報提供が求められる。事故当事者家族に対しては、意向を丁寧に確認しながら、誠意を持って最善の配慮を尽くすことが重要である。このほか、関係者や関係機関、報道機関等に対しても、正確な情報を伝えることが必要となる。

そのためには、事故直後から迅速で確証の高い事実確認が必要であり、情報収集を速

やかに行い、その情報を適切に保全しなければならない。

重大事故が生じた場合は、事故の責任の所在に関わらず、事故後直ちに事故対策に当たる組織を設置し、指揮命令系統を統一化したうえで、事故記録の保全や関係者への対応に当たらなければならない。事故当事者や関係者の事故発生前後の行動等を把握するために、全ての監視カメラや録画機器の記録映像、ボイスレコーダーの音声等を保全し、関係者への聴き取り調査も事故後直ちに実施し、個別に記録しておくことが望まれる。事故発生前から発生後まで、それぞれの人が見たこと、聞いたこと、行ったことを記録映像と突合しながら、時系列に沿って個人別で記録しておくことが、事故状況把握の有効な手がかりとなる。

さらに、重大事故により、心的衝撃を受けるのは、事故当事者やその家族だけに留まらず、プール授業に参加していた児童生徒、監視や救護に携わった者や、対策に当たる者についても、精神的負担を感じる事となる。事故対策に当たる組織においては、これらの関係者の心身のケアを含めた包括的な対応策にも目を向けるべきであり、組織内において事故の対応状況に関し情報共有する場を設けたり、相談窓口を設置するなどの組織的な対策が求められる。事案に応じては、リスク管理や心理ケアの専門家が早期に関与することで、リスクの低減化につながる場合もある。

学校プール管理体制(例)

プール管理責任者

校長

学校医等

プール管理委員会

校長・教頭等

施設管理

担当

〇〇・〇〇・〇〇・〇〇

水質・給排水管理

担当

〇〇・〇〇・〇〇・〇〇

保健管理

担当

〇〇・〇〇・〇〇・〇〇

水泳指導管理

担当

〇〇・〇〇・〇〇・〇〇

監視体制管理

担当

〇〇・〇〇・〇〇・〇〇

救護体制管理

担当

〇〇・〇〇・〇〇・〇〇

各教員・事務職員で役割分担

プール施設設備の使用期間前点検表(例)

【点検者】 _____ 学校 _____ 【点検日】 _____ 年 _____ 月 _____ 日

点検項目	点検内容	点検結果
施設全体	プール全体の施設設備の点検は行ったか	適 ・ 否
	プール本体、付属設備等はよく清掃されているか	適 ・ 否
	監視カメラは正常に録画されているか	適 ・ 否
プール本体	給排水及び清掃が容易な構造か	適 ・ 否
	適当数の水深表示があるか	適 ・ 否
プールサイド	滑り止めの構造となっているか	適 ・ 否
	破損や不要物の放置など児童生徒に危害を及ぼすものがないか	適 ・ 否
排（環）水口	蓋や吸い込み防止金具等はボルト、ネジ等で堅固に固定されているか	適 ・ 否
	蓋等や吸い込み防止金具等及びそれらを固定しているボルト、ネジ等は腐食、変形及び欠落がないか	適 ・ 否
	排(環)水口の位置を付近の壁又は底面等に明示してあるか	適 ・ 否
消毒設備	薬剤の種類： _____ 薬剤タンクの容量： _____ ℓ	
	薬剤連続注入装置は良好に作動するか	適 ・ 否
	薬剤の保管場所は適当か	適 ・ 否
	薬剤の保管状況は良好か	適 ・ 否
浄化設備	浄化設備はよく清掃されているか	適 ・ 否
付属設備	更衣室は男女別に区別され、衣類等を安全に保管できる設備が整備されているか	適 ・ 否
	シャワー、洗面設備、洗眼設備等は良好に整備されているか	適 ・ 否
	トイレはよく清掃されているか	適 ・ 否
	くずかごは適当な場所に備えてあるか	適 ・ 否
掲示設備	利用上の注意事項、緊急時対応マニュアル等を見やすい場所に見やすい大きさと掲示してあるか	適 ・ 否
管理体制	プール管理委員会等の監理体制が整備されているか	適 ・ 否
	プール管理委員会の全構成員にそれぞれの役割を確認させているか	適 ・ 否
	各役割に関する研修や講習を受講させて基本的知識を有しているか	適 ・ 否
	緊急時対応マニュアル等が整備されているか	適 ・ 否
水泳指導計画	水泳指導計画は策定されているか	適 ・ 否
	児童生徒への事前指導は行ったか	適 ・ 否
監視員・救護員	十分な数の監視員が配置される体制になっているか	適 ・ 否
	救急救護講習を受講しているか	適 ・ 否
	救急救護に関する資格取得者は何名いるか	_____ 名
	監視や救護に関する研修を実施したか（実施日： _____）	
	監視や救護に関する訓練を実施したか（実施日： _____）	
	監視用資器材が使用可能な状態で充足しているか	適 ・ 否
救命救護器具の配置	必要な救命救護器具が整備されているか	適 ・ 否
	救命救護器具をプールサイド等に適切に備えて直ちに活用できる状態にあるか	適 ・ 否
	救護室等にベッド、担架、救急薬品等を備えていつでも使用できる状態にあるか	適 ・ 否
管理日誌	管理日誌を備えてあるか	適 ・ 否

プー ル 日 誌 (例)

年 月 日() 天気< >

始業前点検	点検時間：午前・後 時 分 点検者：		
	気温： °C	水温： °C	残留塩素： mg/ℓ
点検項目		チェック	対応
更衣室、トイレ、シャワーなどの付属設備の状態		良 ・ 否	
プールサイドの危険物、破損等の有無		有 ・ 無	
プール内の危険物・異物等の有無		有 ・ 無	
排(環)水口の異常の有無		有 ・ 無	
監視用具、救命救急用具のチェック	☐ 警笛 ☐ 拡声器 ☐ 無線機 ☐ 携帯電話 ☐ 双眼鏡 ☐ ビデオカメラ ☐ 人工呼吸用補助具 ☐ A E D ☐ 担架 ☐ タオル ☐ 毛布 ☐ 救急セット ☐ 熱中症対策セット		

校時	学年・学級	入水人数	欠席・見学人数	気温	水泳指導者	監視者	申し送り事項等
				水温			
				残留塩素			
1				°C		① ②	
				°C		③ ④	
				mg/L		⑤ ⑥	
2				°C		① ②	
				°C		③ ④	
				mg/L		⑤ ⑥	
3				°C		① ②	
				°C		③ ④	
				mg/L		⑤ ⑥	
4				°C		① ②	
				°C		③ ④	
				mg/L		⑤ ⑥	
5				°C		① ②	
				°C		③ ④	
				mg/L		⑤ ⑥	
6				°C		① ②	
				°C		③ ④	
				mg/L		⑤ ⑥	

特 記 事 項 (ヒヤリハットなど)	
-----------------------	--

健康チェックカード(例)

年	組	氏名	
---	---	----	--

番 号	項目	月日	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
1	朝食は食べましたか											
2	下痢や腹痛の症状はありますか											
3	頭痛を訴えていませんか											
4	せき、鼻水は出ていませんか											
5	吐き気はしませんか											
6	めまいやふらつきはありますか											
7	心臓がどきどきしたり胸の痛みはありませんか											
8	湿疹や化膿している傷はありませんか											
9	爪は短く切ってありますか											
10	その他身体に異常はありませんか											
11	朝の体温は何度でしたか		℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃	℃
保護者印												
担任印												

※ 番号1～10は「はい」は「○」を、「いいえ」は「×」をつけ、11は数字を記入して、押印してください。

プール監視にあたっての主な留意事項

- ① 監視員は、監視台及びプールサイドから、常にプール全体を見渡し、監視以外の用務に従事することなく、監視の任に専念すること。
- ② 監視員は互いにプールの反対側に位置して監視に当たることで、常に死角を生まない監視体制になるよう注意すること。
- ③ 監視台で任に当たる監視員については、注意力の持続限度や熱中症の危険性などを考慮し、一定の時間内(概ね10～20分程度)での交代制をとるなど、複数での監視体制を整えることが望まれる。なお、監視員の交代は監視場所で行い、監視の空白時間を生じさせないように注意すること。
- ④ 監視員は、水着を着用し、人工呼吸用補助具、ホイッスルを携行すること。
- ⑤ メガフォンや児童の名簿、AED、人工呼吸用補助具などの救命道具・救急用具、連絡用機器などをプールサイドの所定の位置に配置しておくこと。なお、プールサイドに配置できないものは、配置場所を明確にし、職員全員が情報を共有して、速やかに任にあたる必要がある。
- ⑥ 監視員は、プール水面の全体及び水中・水底までを見渡し、一人一人の児童生徒の様子を目視して、安全確認を行うこと。
- ⑦ 静止した状態の者や水中に潜った(沈んだ)ままの者、うつ伏せになったままの者がいないかを常に注意し、少しでも異常を感じた場合は、躊躇することなく速やかにホイッスルで他の監視員に知らせるとともに、当該児童生徒の近くに行き、現状を正確に確認すること。
- ⑧ 異常を発見した場合は、プールサイドを移動して、該当者に最も近いところでプール内に入水すること。
- ⑨ 水面の光の反射や波紋などによって、水中や水底への視野が妨げられる場合は、監視位置を移動するなど、常にプール内の児童生徒一人一人を目視できる位置や視点を確保して監視に当たること(但し、監視位置は原則として固定位置を決めておくことが望ましい。)。
- ⑩ プール底面の傾斜に注意し、低学年や身長の高くない児童生徒が、水深の浅い場所から深い場所に移動する動きや最深部となる排水口付近の様子なども注視すること。
- ⑪ プール内にビート板などの補助用具がある場合には、これら用具の下や用具と用具の間、プールサイドと用具のすき間などを注視し、また必要に応じてプールサイドの近くでしゃがんで視線を下げ、異常がないかを確認すること。
- ⑫ プール内やプールサイドにおいて危険な行為を発見した場合は、速やかに注意・指導を行い、危険行為をすぐに中止させること。

緊急時対応マニュアル(例)

事故者の発見

※発見者はホイッスルを強く吹いて知らせる

救助者 A

救助・応急処置

- ①事故者に接近、確保
- ②プールサイド引上げ
- ③毛布の上に寝かせる
- ④意識、呼吸を確認
- ⑤気道を確保
- ⑥人工呼吸実施
- ※気道確保と人工呼吸を最優先
- ⑦胸骨圧迫実施
- ⑧身体を拭いて A E D を装着
- ※自発呼吸が回復するか救急隊が到着するまで継続

救助者 B

119番通報

- ①プールサイド引上げ支援
- ②119番通報
 - ・住所、学校名
 - ・事故概要、傷病状況
 - ・救急車侵入経路等の教示
- ③応急処置の指示を受ける
- ④人工呼吸、胸骨圧迫の交代

救助者 C

職員室連絡

- ①救急物品(A E D、毛布、タオル等)の搬送
- ②職員室に連絡、養護教員等応援要員要請
- ③応援要員への指示
 - ・救急車侵入経路の確保と誘導

救助者 D

他の児童の誘導

- ①事故者以外の児童を安全な場所に誘導
 - ・事故者と反対側
 - ・プールサイドに集合
 - ・人数の確認
 - ・事故現場を見せずに安全な場所に誘導
 - ・更衣、教室に待機

管理職・職員室対応

- ①応援要員の派遣指示
- ②対応状況を時系列に記録することを指示
- ③市教委への報告
- ④保護者への連絡(事故概要、容態、搬送病院等)
- ⑤第2報等統報の報告、連絡
- ⑥現場確認
- ⑦マスコミへの対応準備(窓口一本化)
- ⑧他の児童生徒の処遇指示

救急搬送

発見者、担任等が同乗

病院(治療)

- ・保護者に状況説明
- ・医師の診断結果を聴取し報告

事後措置

- 市教委等関係機関への報告
- 児童・保護者のケア等の対応検討
- 事故情報の収集保全(関係者の証言、録画ビデオ、時系列等)
- 正確な情報に基づくマスコミ、警察への対応
- 事故当事者保護者への丁寧な説明と対応
- 事故原因の特定に基づく再発防止対策の策定

